
プロジェクト	リース
項目	短期リース（定義）

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、質問 9（短期リースに関する簡便的な取扱いについての質問）に関連して、購入オプションが存在する場合における短期リースの適用可否を明確にすべきである（審議事項(5)-2 参考資料のコメント 9-3）とのコメントに関して検討を行うことを目的とする。

II. 第 134 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

3. 第 134 回リース会計専門委員会（2023 年 10 月 3 日開催）では、簡素で利便性が高い会計基準とする観点から前項のコメントに対して特段の対応を行わないことを提案していた。これに対して次の意見が聞かれた。
 - (1) 購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択することが可能であれば、IFRS 任意適用企業は個別財務諸表と連結財務諸表で同様の会計処理が可能となる。簡素で利便性が高いという原則にも反しないため、購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択できることを明記していただきたい。
 - (2) 購入オプションが存在する場合は短期リースにしないことを会計方針として選択することが可能であるならば、コメント対応表ではなく、結論の背景に明記すべきと考える。

III. 対応案の検討

（本公開草案における提案）

4. 本適用指針案第4項(2)では、短期リースとは、「リース開始日において、借手のリース期間が12か月以内であるリース」として提案している。
5. 前項の定義においては、短期リースにおけるリース期間について借手のリース期間の定義との整合を図っている。すなわち、解約不能期間に（借手が行使することが合理的に確実である）リースの延長オプションの対象期間及び（借手が行使しないことが合理的に確実である）リースの解約オプションの対象期間を加えた期間が12か月以内のリースとしている。この点、IFRS第16号の短期リースの定義と明示的に整合性が図られている。
6. これに対して、リース開始日において借手のリース期間が12か月以内であるリースで、当該リースに購入オプションが含まれている場合に短期リースに該当するのかどうかについては、本適用指針では明示していない。この点、IFRS第16号の用語の定義では、「購入オプションを含んだリースは短期リースではない」ことが明示されている。

(対応案)

7. 本資料第3項で記載のとおり、前項の取扱いについて明示することを求める意見が聞かれた。この点、次の2つの対応案が考えられる。
 - (案1) 本適用指針案第4項(2)における用語の定義において「購入オプションを含んだリースは短期リースではない」ことを明示する。
 - (案2) 本適用指針案第4項(2)における用語の定義を変更せず、本適用指針案第18項の定めに追加して「購入オプションを含んだリースは短期リースとして取り扱わないことができる」ことを記載する。
8. 以下の点を考慮し、前項の(案1)を採ることが考えられるかどうか。
 - (1) 短期リースの定義について、リース期間に関してIFRS第16号と整合性が図られている。「購入オプションを含んだリースは短期リースではない」ことを明示することにより、IFRS第16号とより明示的に整合性が図られる。
 - (2) 購入オプションが含まれる12か月以内のリースは、通常のリースとは異なる契約形態であると考えられることから、用語の定義の変更を行ったとしても簡素で利便性が高いという本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針の趣旨（本会計基準案BC12項及び本適用指針案BC4項）が損なわれるほどではないと考えられる。
 - (3) 上述(1)及び(2)の状況を踏まえると、(案2)のように会計方針の選択とする必要性が高くないと考えられる。
9. また、仮に(案1)を採る場合の文案の変更は、次のとおりとすることが考えられる。

(HPでは非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第8項の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上